

平成19年11月19日

JISART 理事長 高橋克彦殿
倫理委員会委員長 金城清子殿

社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 吉村泰典



平成19年6月4日付貴会からの「卵子提供体外受精実施の申請書」について

「卵子提供による体外受精に関する本会の見解」は、平成19年6月4日に理事長名で公表されておりますが、貴会から提出されました上記申請に関して、倫理委員会・常務理事会において討議し、現在の本会の考えを、公表された見解に加えて下記のようにお伝えするべく同意を得ましたのでお知らせいたします。

卵子提供による体外受精に関しては、平成10年10月より平成12年12月までの厚生科学審議会先端医療評価部会生殖補助医療技術に関する専門委員会において、「精子・卵子・胚の提供などによる生殖補助医療のあり方についての報告書」が出されました。この内容は、平成13年1月17日付厚生労働省母子保健課課長から本会会長宛「厚生科学審議会・生殖医療技術に関する専門委員会の精子・卵子胚の提供等による生殖医療のあり方の報告書について」として受領しております。さらにこの報告書にもとづき、母子保健課長から「同報告書の内容を了知の上、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のうち、AID以外は同報告書における結論を実施するために必要な制度の整備がなされるまで実施されるべきでなく、この旨会員に周知願いたい」との依頼文書が添えられております。

その後、平成13年7月より平成15年4月の厚生科学審議会生殖補助医療部会において「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」が提出されております。それによれば、匿名の第三者からの卵子提供による体外受精は許可されるものの、匿名性が保持できない友人や姉妹からの卵子の提供は現時点では認められないとの見解となっております。

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を実施するための制度の整備は国の機関においてなされるべきものであり、現時点では文部科学省および厚生労働省からの諮問を受けた日本学術会議生殖補助医療の在り方検討委員会において検討されるべき内容と考えております。しかしながら、日本学術会議においては代理懐胎を中心とした議論がなされている現況であるため、本件に関わる結論の出ない事も予想されます。本会としては、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を実施するための制度の整備に関する討論を日本学術会議に要請しております。

そこで貴会からの平成19年6月4日付「卵子提供体外受精実施の申請書」に対する回答は、同会議等の結論を待って行うべきとの結論を得ましたのでお知らせいたします。

とは言え、現在は「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療」に関する法的・社会的整備は未整備の状態にあります。したがって、本会ならびに本会会員は平成13年1月17日付厚生労働省母子保健課課長から本会会長宛の依頼文書を重く受け取るべきものと考えております。

以上



社団法人 日本産科婦人科学会

〒113-0033 東京都文京区本郷2丁目3番9号 ツインビュー御茶の水3階
TEL: 03-5842-5452 FAX: 03-5842-5470 E-mail: nissanfu@jsog.or.jp